

北海道議會時報

第 19 卷 第 2 号

昭和 42 年 2 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第19卷第2号(昭和42年)

第 2 号 目 次

議 会 の 動 き

常 任 委 員 会..... 1

特 別 委 員 会..... 3

総合開発調査特別委員会

石炭対策特別委員会

災害対策特別委員会

会 合

全国都道府県議会議長会..... 5

資 料

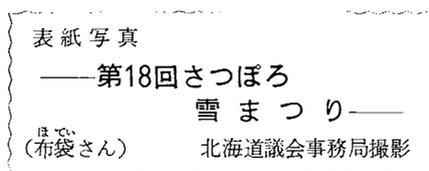
第4回定例道議会の議決を経た条例の公布調..... 5

大臣・次官一覧..... 6

衆・参両院正副議長、常任・特別委員長一覧..... 7

行 政 実 例

1 月 の メ モ



議会の動き

常任委員会

総務委員会

○1月6日 午後零時32分、第5委員会室において開議、
午後零時35分散会、委員長 高橋 賢一（自民）

請願、陳情の審査

陳情

第920号 北方地域への墓参の件 (採択)

本日聴取した陳情

北方地域への墓参について

千島歯舞諸島居住者連盟常務理事

厚生委員会

○1月6日 午前11時30分、第1委員会室において開議、
午前11時45分散会、委員長 山元 ミヨ（自民）

請願、陳情の審査

陳情

第886号 結核長期療養者に冬期見舞措置の件 (採択)

第900号 帯広市に重症心身障害児療育施設設置の件 (採択)

第909号 結核長期療養者に冬期見舞金品支給の件 (採択)

第910号 道立幌西療養所新築の件 (採択)

商工労働委員会

○1月6日 午後1時35分、第5委員会室において開議、
午後2時35分散会、委員長 井口 えみ（社会）

請願、陳情の審査

請願

第268号 北海道における航空路線確保の件

一般議事

- ① 商工部長および労働部長から、北農機株式会社 of 倒産問題に関するその後の経過について説明を聴取。
- ② 商工部長から、年末金融の結果について説明を聴取。
- ③ 西島羽委員(社会)から、室蘭港における港湾労働者の暴力手配師についての報道に関し、部としての措置方策および現状、労務供給についての職業安定所等との関連に対する指導および対策、港湾労働者の需給実態についての資料の提出方、経営者に対する指導内容および具体策、港湾労働法の適用についての考え方、職業安定所の現状に対する見解等について質疑、意見、要望および要求があり、労働部長から答弁。

農務委員会

○1月6日 午後零時41分、議会運営委員会室において開議、
午後3時15分散会、委員長 奥野 善造（自民）

一般議事

農務部長から、冷害恒久対策に関する重点要望事項の経過について説明を聴取の後、

嶋田副委員長(社会)から、冷害恒久対策の実現に対する見解および道の姿勢、稲作対策について、畦のかさ上げを指導するなどきめ細かい計画を入れることの見解、農家負債整理対策に関し、自作農維持資金により対策を樹てても有名無実になるので、あくまでも立法措置等による抜本的対策が必要でないか、

糸川委員(社会)から、今後の地帯別、経営規模に対する見解、原料ビート価格についての補給金制度確立に対する見解および積極的な取り組み、農家負債内容の分析、36年の負債整理対象農家と今年対象にする農家との照合の有無、

天谷委員(自民)から、昨年の冷災害に鑑み、新たに道の政策として考える点がないかどうかの検討、金融制度の抜本的改善を農家負債整理とあわせ強力に推進方、金融制度の改善検討に対する農林省知作振興対策室の作業進捗状況、

西野委員(自民)から、40年の冷害恒久対策について下部への浸透状況、市町村における冷害恒久対策樹立の有無、試験研究機関の整備に対する見解、農民の意欲向上に対する打開策、普及技術の専門技術員はいるのかどうか等について質疑、意見および要望があり、農務部長から答弁。

建設委員会

○1月6日 午後1時13分、第3委員会室において開議、
午後1時43分散会、委員長 森 春一（自民）

請願、陳情の審査

請願

- 第253号 ウコロ川を2級河川に昇格の件（採択）
第262号 道道清里止別線の積寒法指定および凍雪
害防止工事施行の件（採択）

陳情

- 第777号 弟子屈町地内尾札部川を2級河川に認定
の件（採択）
第829号 札幌市一般国道231号線を起点とし石狩
町道樽川4線を経て道道小樽石狩線を結
ぶ道路を道道に認定の件（採択）
第861号 尻別川左岸田村地先改修工事促進の件
（採択）
第870号 札幌市真駒内に都市公園設置の件
（採択）

農地開拓委員会

○1月5日 午前11時31分、第3委員会室において開議、
午前11時50分散会、委員長 坂下 堯（社
会）

請願、陳情の審査

陳情

- 第862号 農免道路整備事業新規地区採択の件
（採択）
第863号 農地集団化事業の拡充強化の件（採択）
第898号 千歳市釜加地区道管かんがい排水事業実
施の件（採択）

水産委員会

○1月6日 午後1時25分、第4委員会室において開議、
午後2時10分散会、委員長 樋口 哲男（自
民）

一般議事

- ① 佐々木(豊)委員(自民)から、政府の暫定予算編成に
対する本道の地理的特殊性、特に漁港および構造改善
事業関係予算の状況と部長の考え方について質疑、水
産部長から答弁。

② 砂原副委員長(社会)から、本道における1年間の海
難状況、転落事故によるものの状況、凍結防止対策の
進捗状況、11月間における海難救助協定の改定状況、
佐々木(豊)委員(自民)から、海難防止対策を積極的
に推進するため、道は海上保安庁の体制強化に重点を
おいていく方針か、または現行水難救護法の改定に力
をいれていく方針か、飛行艇の改良等研究開発体制の
要請方、

麻里委員(自民)から、全道的部会組織が業態別に設
けられているが、特に許可関係については直接業者組
織と行政機関が協議して事処理する傾向が多く見受
けられるので、組合長会議を活用して地域の組合長と
組合が円満な措置をとられるよう是正指導方、今後の
ニシン沖刺しに関する許可制度の方向、業界紙の報道
に対する部長の見解、

松平委員(自民)から、後志管内神恵内、沓、泊各漁
港の修理が行なわれていない理由
等について質疑、意見および要望があり、水産部長、
漁業調整課長、水産課長から答弁。

文教林務委員会

○1月6日 午後1時48分、第1委員会室において開議、
午後3時40分散会、委員長 大石 利雄（社
会）

請願、陳情の審査

請願

- 第217号 松前町、福島町及び知内村の山岳地帯、
海岸線及び離島等を道立自然公園に指定
の件（採択）

陳情

- 第251号 北オホーツク道立自然公園指定の件
（採択）
第270号 昆布森沿岸を道立自然公園に指定の件
（採択）
第882号 北海道八雲高等学校の火災復旧の件
（採択）

一般議事

① 教育長、教職員課長および財務課長から、さきの委
員会において保留した苫小牧西高校のPTA予算等に
関し答弁後、

林(謙)委員(自民)から、配布文書の内容に対する考
え方、不適法な組合活動に対する措置についての見
解、服務規律上の措置方等、

湯田委員(社会)から、校長、教員間の相互信頼およ
び融和に対する指導の態度

等について質疑、意見および要望があり、教育長から答弁、ついで、尾崎委員(自民)から、本件に関する論点等に対する委員長の方針について発言、委員長から応答の後、

亀井委員(社会)から、道教委の指導性等、

委員長から、今後このようなことが起きないように指導方および教育行政の立場から公正な処理方、

林(謙)委員(自民)から、PTA会費について職員会議にかける是非、

湯田委員(社会)から、PTAの運営方法、

杉本委員(自民)から、本件に関する十分な調査方について質疑、意見および要望があり、教育長から答弁。

- ② 委員長から、さきの委員会において保留した10. 21 休暇斗争に関する答弁を求め、本件の取り扱いに関し、湯田委員(社会)、深山委員(自民)および林(謙)委員(自民)から発言および意見の交換があり、委員長から休憩して協議したい旨を述べ、午後3時31分休憩、午後3時38分再開し、委員長から、休憩中協議のとおり、本件は次期委員会で行なう旨を述べ、散会した。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○1月7日 午前10時55分、第1委員会室において協議会を開催、午前11時7分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 企画部長から、42年度開発予算編成の現在における見通し等について説明を聴取。
- ② 委員長から、本道特殊性からして暫定予算に対する道の要望事項等について関係機関に対し強く要請する必要があるため、道の作業状況、中央情勢を勘案のうえ、適切な措置をとりたい旨をのべ、これらの取り扱いを委員長に一任することに決定。

○1月17日 午前11時55分、議会運営委員会室において協議会を開催、午後零時25分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、先に一任されていた明年度暫定予算にかかる特別措置についての取り扱いに関し、本日、道側から、経費および要望事項等の大要が明らかになったので、今後の見通しを含めてこれらの説明を聴取するとともに、本委員会として遺憾のないよう対処していきたい旨をのべ、ついで企画部長から説明を聴取の後、

本間委員(社会)から、本道の土建業者等に対する資金繰り対策、暫定予算の中に補助事業の見通しがない場合の本道経済全般におよぼす影響とこれらの点を強調することの見解、

岡田委員(社会)から、予算は大蔵省の方針が決定し、査定に入っているのかどうか、補助事業を組み入れることは決まっていないと思うがどうか、選挙中でもあり、議会側が中央に対し要望しなければならない理由、

伊藤(弘)委員(自民)から、土建業者の問題だけでなく、木材業者も過去に運賃を負担してまで内地に販売した事例もあり、道議会としても担当課長等の情報に応じて応援すべきである

等について質疑、意見および要望があり、企画部長から答弁、ついで要望の中に「道経済に与える影響」を挿入すること、提出は議長名で出すこと、ならびに案文については事務当局に任せることを了承。

- ② 中央折衝については、担当課長の情報を聴取のうえ、派遣委員等を決定したい旨をはかり、異議なくこれを了承。

石炭対策特別委員会

- 1月6日 午後3時20分、第5委員会室において開議、
午後3時37分散会、委員長 原田 伊曾八
(自民)

商工部長および労働部長から、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱山保安臨時措置法および炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案ならびに41年度石炭関係補正予算の概況について説明を聴取の後、

竹内委員(社会)から、坑道掘進費の補助対象に
関し、沿層坑道と自鉱区および租鉱区との格差に対する
見解

について質疑、商工部長から答弁。

災害対策特別委員会

- 1月5日 午後2時30分、第1委員会室において開議、
午後4時27分散会、委員長 西島 順三(自
民)

- ① 農務部長、農地開拓部長および林務部長から、冷害
恒久対策について、それぞれ資料に基づき説明を聴取
の後、

山田委員(社会)から、畑作経営農家に対する営農類
型の考えおよび農用地拡充について目標達成可能な農
家の割合、

大沢委員(自民)から、畑作農家の所得について地域
別に調査の有無、水田農家の1戸当たり所得額、離農
に対する見解および一般農家に対し開拓者と同様国ま
たは道が助成する考えの有無、

竹内委員(社会)から、恒久対策として農畜産物の消
流対策に対する将来のビジョン、基本方針等の検討
方、負債整理に関する特別金融等基本的考え方、

朝日委員(自民)から、固定化負債と振興資金の関連
についての方策、

大石委員(社会)から、冷害常襲地帯に対する検討
方、試験研究機関の整備と北限以北の引き上げ方策、
適地適作の具体的検討、救農土木事業の配分および実
施状況資料の提出方

等について質疑、意見、要望および要求があり、農務部
長から答弁、ついで、

林(利)委員(自民)から、北限以北拡大のため国費研
究の考えの有無、凶作に対する指導の徹底、冷害備林
としての農家林についての見解

について質疑および意見があり、大石委員(社会)か
ら、議事進行に関する発言があつて、午後3時40分一

たん休憩、午後3時42分再開し、林務部長から、休憩
前の林(利)委員(自民)の質疑に対し答弁、ついで、

坂下委員(社会)から、負債整理に関する重点的事
項、目途等段階的な資料の提出方および40年の方針の
まま行なうのかどうか具体的対策の明示、

亀井委員(社会)から、負債整理に関し、農業団体の
意見を聞く考えの有無、42年度実施方針の説明時期、
道自体の考え方、

堀田委員(自民)から、冷害備林のあり方について、
その対象、保有一般農家林との調整、その面積の確
保、困、道有林解放の対象

等について質疑、意見、要望および要求があり、農務
部長および林務部長から答弁。

- ② 亀井委員(社会)から救農事業関係資料の提出方、中
小企業の売掛金に対する融資について予想より下回つ
ていることについて、これが活用についての指導方、
畑作石れき除去に対し来年度予算での考慮方、

大沢委員(自民)から、石れき除去を土地改良に加
え、国費助成に加える方法の有無および見直し

等について質疑、要望および要求があり、総務部次長
(高橋)および農地開拓部長から答弁。

全国都道府県議会議長会

- 1月12日 赤坂プリンスホテルにおいて緊急幹事会を開催、地方公共団体の行政運営の改善を中心に、自治省幹部と協議懇談した。
- 1月12日 都道府県会館において正副会長会議を開催、全国議長会のあり方ならびに全議事務局の刷新強化等の問題を中心に協議した。

第4回定例道議会の議決を経た条例の公布調

件 名	議決 月日	公布月日 公布番号
北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例	12. 26	12. 28 条例第54
北海道税条例の一部を改正する条例	同	同 条例第55
北海道立病院条例の一部を改正する条例	同	同 条例第56
北海道立療養所条例の一部を改正する条例	同	同 条例第57
北海道立農業技術講習所条例の一部を改正する条例	同	同 条例第58
北海道立労働会館使用条例の一部を改正する条例	同	同 条例第59
北海道立学校設置条例の一部を改正する条例	同	同 条例第60
北海道立図書館条例の一部を改正する条例	同	同 条例第61
風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例	同	同 条例第62
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく許可証及び登録証の交付等手数料条例を廃止する条例	同	同 条例第63
北海道公営企業条例の一部を改正する条例	同	同 条例第64
北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	同	同 条例第65
北海道有林野条例の一部を改正する条例	同	同 条例第66
地方公営企業法の規定の適用の特例に関する条例	同	同 条例第67
北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	12. 26 条例第47
北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同 条例第48
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同 条例第49
北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同 条例第50

札幌市と札幌市手稲町との合併に伴う北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例	同	12. 28 条例第68
北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	同	12. 26 条例第51

北海道特別職職員給与等に関する条例の一部を改正する条例	同	同 条例第52
北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	同	同 条例第53

大臣・次官一覽 (42. 3. 10 現在)

大臣			政務次官			事務次官
内閣総理	佐藤 栄作	山口 2				
法務	田中 伊三次	京都 1	井原 岸高	愛媛 2	竹内 寿平	
外務	三木 武夫	徳島	田中 栄一	東京 1	下田 武三	
大蔵	水田 三喜男	千葉 3	小沢 辰男	新潟 1	谷村 裕	
			米田 正文	参 全国		
文部	剣木 亨弘	参 福岡	谷川 和徳	広島 2	福田 繁	
厚生	坊 秀男	和歌山 1	田川 誠一	神奈川 2	牛丸 義留	
農林	倉石 忠雄	長野 1	草野 一郎平	滋 賀	武田 誠三	
			久保 勘一	参 長崎		
通商産業 (万国博担当)	菅野 和太郎	大阪 1	宇野 宗佑	滋 賀	山本 重信	
			栗原 裕幸	参 静岡		
運輸	大橋 武夫	島根	金丸 信	山 梨	佐藤 光夫	
郵政	小林 武治	参 静岡	田沢 吉郎	青森 2	長田 裕二	
労働	早川 崇	和歌山 2	海部 俊樹	愛知 3	三治 重信	
建設	西村 英一	大分 2	渋谷 直藏	福島 2	前田 光嘉	
自治	藤枝 泉介	群馬 1	伊東 隆治	鹿児島 奄美群島	柴田 護	
行政管理庁長官	松平 勇雄	参 福島	北 島 教真	参 全国	井原 敏之	
北海道開発庁長官	二階堂 進	鹿児島 3	小林 篤一	参 北海道	堂垣内 尚弘	
科学技術庁長官			始 関 伊平	千葉 1	井上 啓次郎	
経済企画庁長官	宮沢 喜一	広島 3	金子 一平	岐阜 2	中野 正一	

防衛庁長官	増田 甲子七	長野 4	浦野 幸男	愛知 4	三輪 良雄
内閣官房長官	福永 健司	埼玉 1	内閣官房副長官	木村 俊夫	三重 1
				石岡 実	(事務担当)
総務長官	塚原 俊郎	茨城 2	総務副長官	上村 千一郎	
				堀 秀夫	
法制局長官	高辻 正巳		法制局次長	吉国 一郎	

衆・参両院正副議長、常任・特別委員長一覧

(42. 2. 21 現在)

区 分	衆 議 院		参 議 院	
議 長	石 井 光 次 郎	(自)福 岡3	重 宗 雄 三	(自)全 国
副 議 長	關 田 直	(自)熊 本2	河 野 謙 三	(自)神 奈 川
内 閣 委 員 長	関 谷 勝 利	(自)愛 媛1	豊 田 雅 孝	(自)全 国
地 方 行 政 委 員 長	亀 山 孝 一	(自)岡 山1	仲 原 善 一	(自)鳥 取
法 務 委 員 長	大 坪 保 雄	(自)佐 賀	浅 井 亨	(公明)全 国
外 務 委 員 長	福 田 篤 泰	(自)東 京7	赤 間 文 三	(自)大 阪
大 蔵 委 員 長	内 田 常 雄	(自)山 梨	竹 中 恒 夫	(自)全 国
文 教 委 員 長	床 次 德 二	(自)鹿 児 島1	大 谷 藤 之 助	(自)全 国
社 会 労 働 委 員 長	川 野 芳 満	(自)宮 崎1	千 葉 千 代 世	(社)全 国
農 林 水 産 委 員 長	本 名 武	(自)北 海 道5	野 知 浩 之	(自)全 国
商 工 委 員 長	島 村 一 郎	(自)東 京10	鹿 島 俊 雄	(自)全 国
運 輸 委 員 長	内 藤 隆	(自)富 山1	天 坊 裕 彦	(自)全 国
通 信 委 員 長	松 沢 雄 蔵	(自)山 形2	野 上 元	(社)全 国
建 設 委 員 長	森 下 国 雄	(自)栃 木2	松 永 忠 二	(社)静 岡
予 算 委 員 長	植 木 庚 子 郎	(自)福 井	新 谷 寅 三 郎	(自)奈 良

区 分	衆 議 院		参 議 院	
決 算 委 員 長	鍛 冶 良 作	(自)富山1	鶴 園 哲 夫	(社)全 国
議 院 運 営 委 員 長	坪 川 信 三	(自)福 井	田 中 茂 穂	(自)全 国
懲 罰 委 員 長	綱 島 正 興	(自)長 崎	中 村 英 男	(社)島 根
公職選挙法改正に関する 調査特別委員長	小 沢 佐 重 喜	(自)岩 手2	高 橋 文 五 郎	(自)宮 城
科学技術振興対策特別 委員長	矢 野 絢 也	(公明)大 阪4		
産業公害対策特別委員長	八 木 一 男	(社)奈 良		
石炭対策特別委員長	多 賀 谷 真 稔	(社)福 岡2	大 矢 正	(社)北 海 道
災害対策特別委員長	田 原 春 次	(社)福 岡4	大 森 創 造	(社)茨 城
交通安全対策特別委員長	山 下 栄 二	(民社)兵 庫2	(産業公害・交通対策) 特別委員長 成 瀬 幡 治	(社)愛 知
物産対策特別委員長	戸 叶 里 子	(社)栃 木1	桜 井 志 郎	(自)富 山
沖縄問題等に関する特別 委員長	臼 井 莊 一	(自)千 葉1	山 本 利 寿	(自)島 根

行政実例

○市有地の減額貸付

(自治行第84号 昭和41年7月1日)
山形県総務部長宛 行政課長回答

問1 商工会議所が建設する産業会館の中には、隣接建物である某銀行を含める構想であるが、(1)より(7)までの事情により、これを公共的または公益事業に供するものとして解釈してよろしいか。

- (1) 貸付しようとする相手方 酒田商工会議所
- (2) 使用目的 産業会館(仮称)敷地として
- (3) 産業会館設立の目的 現在の商工会議所が老朽化したため産業会館を建設し、地域商工業の振興と従業員福祉の向上を図るもの。

(4) 産業会館の建物の占用区分

物産館	7.52%
交番	1.91
労働金庫	5.45
商工会議所	6.92
某銀行	35.71
信用保証協会 庄内電子計算センター}	5.00
倉庫、管理室、機械室	11.34
会議室 レクリエーション センター}	26.15

(5) 減額貸付しようとする理由

酒田市契約及び財産に関する条例(抜萃)

国、若しくは他の公共団体、その他公共団体または公共的団体において、公用若しくは公共用または公益事業の用に供するとき。

- | | | |
|-----------|-----------------------|------|
| (6) 敷地面積等 | 3,533.26平方米 | 100% |
| 貸付市有地 | 1,664.34同
(503坪46) | 47 |
| 商工会議所敷地 | 988.43同
(299坪00) | 28 |
| 某銀行敷地 | 880.50同
(266坪35) | 25 |

敷地配置状況は別紙のとおり(略)

某銀行所有の敷地880.5平方米は商工会議所に提供し、建設費の相当額を負担する。また、建物完成後の維持費についても相当額を負担するものである。

(7) 建物完成後の所有権は酒田商工会議所名で登記する予定である。

2 地方自治法第232条の2による寄付または補助には貸付けが含まれるとの解釈があるが、この場合は本照会の如き貸付けも補助の一種と見なされるか。また、

補助とみなされた場合は、いわゆる赤字団体はこのような措置が抑制されるのか。

答1 産業会館の公共性を総合的に判断し、その必要性に応じ減額貸し付けすることはさしつかえない。

2 前段 お見込みのとおり。

後段 地方財政 再建 促進 特別措置法の適用はないが、寄付金等の支出の抑制について(昭和31年1月27日自乙調発第3号、各都道府県知事宛、自治庁次長)通知があるので念のため。

○歳入歳出決算事項別明細書にかかる弾力条項適用額の取扱い

(自治行第88号 昭和41年7月21日)
千葉県出納長宛 行政課長回答

問 地方自治法施行規則第16条の2の歳入歳出決算事項別明細書様式にかかる弾力条項適用額の取扱いは、次のいずれかによるべきか。

- 1 歳入歳出それぞれ、予算現額欄の継続費及び繰越事業費繰越財源充当額欄及び、予備費支出及び流用増減欄の次に弾力条項適用額欄を追加し記載する。
- 2 歳出の予算現額欄の予備費支出及び流用増減欄の次に弾力条項適用額欄を追加し、歳入については補正予算額欄に該当額を計上する。
- 3 歳入歳出それぞれ、予算現額欄の補正予算額欄に該当額を計上する。

答 1によることが適当である。

○過年度未収金の繰越方法

(自治行第89号 昭和41年7月21日)
北海道出納長宛 行政課長回答

問1 地方税に係る滞納繰越分の歳入所属年度について(昭和35年12月23日自治丙市発第8号、鳥取県総務部長宛、自治省税務局長回答)によると、滞納繰越分に係る税収入は、領収した日の属する年度の収入として取り扱うべきものと解するとされているが、これは、地方自治法施行令第142条第1項第3号に規定する歳入であり、これに該当する歳入については、未収金はあり得ないことになるが、府県税課長の回答によると未収金が生ずることになり、上記税務局長の回答と相違するものと思うがどうか。

2 改正地方自治法施行規則に定めた歳入決算書は、国における決算の様式と同様なものであり、国の決算の作成の規定である財政法(昭和22年法律第34号)第38条第2項に規定する収納未済歳入額は、徴収決定済額のうち年度内(出納整理期間を含む)に収納に至らなかつた額を示し、前年度以前に徴収決定して当該年度内になお収納に至らなかつた額は含まれないとされて

おり、この規定は、旧会計法においても同様である。
このような国の取扱いと、特に普通地方公共団体の取扱いを異にするのは、いかなる理由に基づくのか。

- 答 1 令第142条第1項第3号の規定による歳入には、現年度に発生した債権について収入調定して歳入を収入するものと、過年度に発生した債権について調定繰越しされた歳入を収入するものがあるが、設問の場合は後者に該当し、繰り越しされた年度に未収となることはあり得るものであるから、両者は矛盾するものではない。
- 2 決算処理上適当と解されたからである。

○工事材料品の購入契約と議会の議決

(自治行第93号 昭和41年7月30日)
(茨城県総務部長宛 行政課長回答)

問 本県は、物品調達特別会計でセメント等の工事材料品を一括購入していますが、普通ポルトランドセメントについては、昭和40年度約2億8千万円、本年度も約3億円の購入を予定しています。

このセメントの購入契約の主な内容は下記のとおりですが、このような契約については、地方自治法第96条第1項第7号の規定による議会の議決を必要とするか。

記

- 1 契約単価
工事現場渡し、トン当り単価を5,880円とする。ただし、改定の必要がある場合は当事者協議のうえ変更することができるものとする。
- 2 契約期間
県議会において議決となつた日から昭和42年3月31日までとする。
- 3 契約数量
上記の期間内における購入量とする。
- 4 代金の支払い
納品代金の支払いは、原則として各月毎に納品数量に応じて支払うものとする。

答 議会の議決は要しないものと解する。

○新住宅市街地開発法に基づく事業の引継に伴なう財産の承継と財産の処分議決

(自治行第95号 昭和41年8月30日)
(大阪府建築部長宛 行政課長回答)

問 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第36条第3項の規定による権利義務の承継については地方公共団体の任意の権利義務の移転ではないから地方自治法第96条第6号および第7号に該当せず、従つて都道府県が新住宅市街地開発事業に関して有していた財産(具体的には土地の所有権)が新たな同事業の施行者に承継され

る場合、議会の議決を要しないと解しますが、貴職のご見解を承りたく照会いたします。

答 お見込みのとおり。

○県有財産処分の議決等について

(自治行第96号 昭和41年9月3日)
(宮崎県総務部長宛 行政課長回答)

問 A株式会社に対し議会の議決を経て330,000㎡の土地を総額2億5千万円(3.3㎡あたり2,500円)で年賦売却したところ、最終賦払金の納入期前に最終賦払金5千万円に相当する66,000㎡の土地(所有権はまだ移転していない。)がA株式会社において不要となつたので売買契約中その部分につき解約する趣旨の変更契約を締結することとする場合は地方自治法第96条第1項第7号の議会の議決を要するか。

答 お見込みのとおり。

○地方自治法第92条の2の解釈

(自治行第100号 昭和41年9月21日)
(兵庫県総務部長宛 行政課長回答)

問 本市議会議員であつて、東播生鮮食料品協同組合(許認可済)の理事長を兼ねているが、この組合と市が保育園給食材料契約を締結した場合、地方自治法第92条の2および第127条第1項により、議員の職を失うか。

なお、この組合の総売上額に対して、市契約額は約2%程度である。

答 法第92条の2の規定には該当しないものと解する。

○委託契約と議会の議決

(自治行第104号 昭和41年10月1日)
(山形県総務部長宛 行政課長回答)

問 県と市とが共同して工事を行なうダム(県と市との共有物になる。)について市が行なうべき工事を県に委託する場合に、当該委託契約の金額が当該市の「議会の議決に付すべき契約に関する条例」に定める金額をこえるときは、当該委託契約は工事の請負に該当するから議会の議決を要するものと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

○財産区の区域

(自治行第105号 昭和41年10月12日)
(三重県総務部長宛 行政課長回答)

問 管下菰野町菰野財産区は、菰野町大字菰野を区域とする財産区であるが、この区域内の一部で最近宅地造成の

ため土地区画整理事業が施行され、その区域をあらたに画して菰野町大羽根園とする処分が行なわれた。この地域は従来主として山林または雑種であり、かつ、地域的には大字菰野と分離できる状態にある。この場合において、菰野町大羽根園の区域は地方自治法第294条により財産区の区域から除外する方法がないと思うがどうか。

答 お見込みのとおり。

○委員外議員の発言

(自治行第110号 昭和41年10月21日)
(山梨県議会議事局長宛 行政課長回答)

問 山梨県議会議事規則第67条第2項に「委員でない議員からの発言の申し出があつたときは、委員会にはかつて許可することができる。」と規定されているが、この場合の委員会が許可する委員外議員の発言は、説明または意見を聴くのみで、質疑の発言は許可すべきでないとするが、ご所見を承りたい。

答 一般に「発言」には質疑も含まれるものと解する。

○執行機関の事務を補助する職員の兼職、事務従事等

(自治行第111号 昭和41年10月26日)
(神奈川県総務部長宛 行政課長回答)

問 長以外の執行機関の補助職相互の間の兼職(例、選挙管理委員会の書記と農業委員会の書記との兼職)や議会の事務局の職と長以外の執行機関の補助職との間の兼職(例、議会議事局長と選挙管理委員会または監査委員の書記との兼職)の運用については地方公共団体の自主的判断に委ねられているものと解し、これらの場合においても、当該職員の職務遂行に著しい支障がないと認められる場合等には地方自治法第180条の3に規定されている手続きに準じて兼職あるいは事務従事させることは差し支えないものと解するがどうか。

答 お見込みのとおり。

○行政書士法附則第2項の行政書士

(自治行第118号 昭和41年11月21日)
(茨城県総務部長宛 行政課長回答)

問 他県において、行政書士法附則第2項の適用を受け、同法附則第3項の登録手続きを経た行政書士が、その後当該県において行政書士の登録を受けることができるか。また、できるとした場合、行政書士法のいかなる条文に基づく手続きを準用すべきか。

答 前段お見込みのとおり。
後段、行政書士法第6条第5項の登録手続きによるも

のである。

○県の自主興業の入場料について

(行政課決定 昭和41年11月21日)

問 県の施設である「埼玉会館」を利用して県が自主興業を行なう場合、その入場料は地方自治法第225条の使用料として、条例で規定しなければならないか。

答 設問の場合、本来の利用関係はホール、展示室等の施設そのものを利用する関係であると考えられるので、自主興業のときの入場料は公の施設の使用料ではなく、条例の規定によることを要しない。

○過年度未収金の減額整理について

(自治行第125号 昭和41年11月24日)
(千葉県出納長宛 行政課長回答)

問 繰越された過年度未収金が繰越された年度の末日までに収入できなかつたものは、年度の末日において翌年度に繰越することになるが、この場合当該繰越しをする金額の減額整理については、昭和29年5月11日山形県出納長あて行政課長回答「過年度収入の測定額繰越の整理」の行政実例によれば減額整理することになり、昭和39年12月22日北海道総務部長あて府県税課長回答「地方税にかかる滞納繰越の取扱いについて」の行政実例によれば、地方税については減額整理をしないことになる。

したがって、税外収入についてのみ減額整理することになり、税と税外の取扱いに統一を欠く結果となるので、その取扱いについてご教示願います。

なお、減額整理しない場合は、出納整理期間中新旧両年度の歳入徴収簿の測定済額に記載されることとなり、矛盾を生ずることになると思われま。

答 前段、昭和29年5月11日の行政実例(山梨県出納長あて行政課長回答)は、昭和40年5月1日の行政実例(北海道総務部長あて府県税課長回答)によつて変更されたものである。したがって、税収入、税外収入を問わず、繰り越された過年度未収金で、繰り越された年度の末日までに収入できなかつたものをさらに繰越しをする場合には、その繰り越す年度の滞納繰越測定額から当該繰越しをする金額を減額しないものである。

後段、旧年度の測定額については、当該年度の末日までに収入できなければ収入未済として取扱うものであるから矛盾は生じない。

なお、昭和41年7月21日(自治行第89号、北海道出納長宛)の行政実例を参照されたい。

○補助金に係る予算の執行

(自治行第 126 号 昭和41年11月25日)
福岡県出納長宛 行政課長回答)

問 1 補助金等の交付に係る支出負担行為について本県においては、「補助指令をするとき」に支出負担行為として整理するよう規定しており、指令をする前の段階で行なう補助金等の交付を決定する行為(補助金等交付の原因となる行為)は、会計行為としての支出負担行為に含まれないと解しているが差支えないか。

2 1のとおりの見解で差支えないとすれば教育委員会所掌の歳出予算に係る補助金等の交付を決定する行為は、次の何れであるか。

- (1) 一般的な行政行為であるので教育委員会の権限である。
- (2) 会計行為としての支出負担行為には含まれないが、支出の原因となる行為であるので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条第5号に規定する「予算を執行すること」に含まれ知事の権限である。

答 補助金等交付に関する規程の定めるところによるが、一般的には、補助指令は補助金交付決定の意思を相手方に通知する行為であり、本来補助金交付決定の一連の手続きで一体をなすものである。したがって、支出負担行為として整理する時期を補助指令をするときと定めていても補助金交付決定行為も支出負担行為に含まれる。

2 1により承知されたいが、地方自治法第 180 条の 2 の規定による協議により教育委員会が補助金等の交付を決定することはできる。

○地方自治法第 242 条第 4 項および同法施行令第 172 条第 1 項の解釈

(自治行第 124 号 昭和41年11月24日)
群馬県監査委員事務局長宛 行政課長回答)

問 1 地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 4 項で「監査委員の監査および勧告は第 1 項の規定による請求のあつた日から 60 日以内」と定めているが、この「あつた日」の解釈は次のいずれかによるべきか。

- (1) 監査請求書が当該行政機関に到達した日、すなわち当該監査請求書に当該都道府県の文書取扱規程等に定める收受印を押印した日。この場合收受印は通常文書收受主管課が機械的に押印するため、当該書面を補正させる場合があるがこの場合であつても「あつた日」は当初に收受印を押印した日。
- (2) (1)に掲げる日の翌日。
- (3) 法第 242 条第 6 項「監査および勧告についての決定は、監査委員の定数が 2 人以上である場合におい

ては、その合議によるものとする。」と定めているから当該合議を行なつた日、この場合当該合議に係る監査請求書余白等にその日時および場所を付記し、監査委員が署名すべきか。

2 地方自治法施行令第 172 条第 1 項で「その要旨(千字以内)を記載した文書でしなければならない。」定めているが次に掲げる文字は、この千字内に含まれるか。

- (1) 文章中の大小区分に用いる句読点(例えば、。)
- (2) 句読点が必要以上にある場合または反対に打つてない場合は訂正したものによるものかいなか。
- (3) 要旨を項に分けて書いた場合の記号(例えば 1. 2. 3 等)。
- (4) 要旨に別紙または別表何々のとおりとした場合別紙または別表内の文字。この場合当該別紙または別表が法第 242 条第 1 項に定める「これらを証する書面」に該当すると認められる場合も含むか。

3 請求要旨中の引用条文の記載方法は次の何れによるべきか。

例 1 地方自治法第二三五条

2 地方自治法第二百三十五条

答 1 (1)お見込みのとおり。なお、60日の期間計算については、当該日の翌日から起算される。

- 2 (1) 含まれないものと解する。
 - (2) (1)により承知されたい。
 - (3) 含まれるものと解する。
 - (4) 別紙または別表がなければ請求の要旨が理解されない場合には別紙または別表内の文字も含まれるが、別紙または別表を見なくても請求の要旨を理解でき、別紙または別表は単にそれらを証明し、あるいはより詳しく説明するものにすぎないような場合は、含まれないものと解する。
- 3 どちらでもさしつかえない。

1月のメモ

- 8 ○第31回衆議院議員総選挙公示、1月29日投票日。
- 9 ○農林省、各都道府県の酪農近代化計画を発表、生乳生産674万トン、本道東北飼養頭数は2倍に。
○労働省、大量の雇用、解雇に届出制を採用、50人以上の雇用、解雇が適用、1月21日より施行。
- 16 ○通産省、今年の輸出認証額を発表、初めて1億ドルを越す、前年比13.7%増。
- 17 ○農林省、「稲作改善資金」を新設、明年度も繰越使用認める。
- 20 ○日ソ航空協定に調印、一番機4月18日東京着。
- 23 ○運輸省、新東京国際空港成田(千葉県)に工事認可、42年度中に土地買収。
○道農務部、41年ビート生産状況をまとめる、総生産量150万トン突破、史上2位の豊作。
- 26 ○北電、電力長期計画を発表、大型火力を開発、農漁村の共同受電6年間で一般用に。
- 27 ○総理府、41年全国消費者物価指数を発表、総合指数、前年比5.1%上昇、本道は5.4%(全国3番目)。
- 29 ○第31回衆議院議員総選挙投票日、本道の投票率75.22%、38年に比し5.21%上回る。
- 30 ○衆議院の新勢力分野決まる、自民277人、社会140人、民社30人、公明25人、共産5人、無所属9人、本道は自民10人、社会10人、民社1人、公明1人。
- 31 ○開道100年記念祝典、43年9月2日に決定。

昭和42年2月20日発行

北海道議会時報 (第19卷
第2号)

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局